○農林水産省告示第千四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町字池ノ奥二〇、二八、一二八、一三〇の二、字鎌ヶ嶽一九、字暮畑八、六三の二、六五、五八一、字下中野一四二の二、字番匠屋四七、四八、字平帽子八〇〇の二、八〇一の二、字横倉三八八、三八九、字東俣名八二〇の二、一四〇〇、一四一二、一九三〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ奥二〇・二八・一二八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三〇の二、字鎌ヶ嶽一九・字暮畑八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六三の二、六五、五八一・字下中野一四二の二・字番匠屋四七・四八・字平帽子八〇〇の二・八〇一の二・字横倉三八八・三八九（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、字東俣名八二〇の二、一四〇〇・一四一二・一九三〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町下分字庄部五八、六〇、二〇八、二三三、二五六の一、字上中内二六、四一の一、字拝府一四五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町上分字中津六四六の二、六四七、六四八、六七八、六七九、六七九の二、七六五五、七七〇、字殿宮四七二、四九三、五一〇、五一一、一〇九〇の一、一〇九〇の二、字府殿三五〇、三五〇の二、五八六、五八九、五九〇、五九三、五九四、五九七、五九八、六一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市美馬町字露口二〇五の三、三二三の一、三二三の二、三二三の四、三三四の一、三三四の二、三三五から三三八まで、字横尾五九の一から五九の四まで、六七の一、六七の二、六八の一、七一の一、七一の三から七一の六まで、七一の八、七一の九、七三の二、七三の五から七三の七まで、八六、字嫁坂三、四、五の一、五の二、六の一、六の二、七の一、七の二、一二の一から一二の三まで、一三、一四、字松尾三八、四〇、四一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町上分字名一二八、字府殿二四一、二八一、二八二、二八二の二、二八四の二、四〇五の三、四〇六、四〇七、五四七、五四八、六〇一、六三八、六四〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十四号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月三十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

登録の区分	国内登録検査機関
一　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。） 二　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ 三重県伊勢市朝熊町４３８３番３２６